

内閣参質一二〇第九号

平成三年二月十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員 正敏君提出自衛隊機の湾岸地域派遣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出自衛隊機の湾岸地域派遣に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府は、今般の湾岸危機に伴い生じたイラク、クウェイト及びこれらの国の周辺の国からの避難民として、その救済のための活動を行う国際機関から我が国に対し輸送の要請があった者の輸送を、民間機が活用されないような状況において、人道的見地から緊急の輸送を要する場合には、必要に応じ、関係国際機関及び関係諸国から必要な協力、支援を得て、航空自衛隊の輸送機により実施することとしているが、現在のところ、この件にかかわるような避難民の輸送に関する国際機関からの具体的な要請はない。

なお、「防衛計画の大綱」(昭和五十一年十月二十九日閣議決定。以下「大綱」という。)は、我が国が保有すべき防衛力の水準を明らかにし、我が国の防衛力整備の在り方などについての指

針を示したものである。一方、今般の避難民の輸送は、必要に応じ、航空自衛隊の輸送機により実施するものであり、大綱との関係において問題を生ずるといったものではない。